

令和6年8月企業団議会定例会会議録

会 期 8月30日(金曜日)午後2時00分～午後2時26分
 場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員(11名)

1番	萩原太郎	2番	浦野洋太郎
3番	沢井和宏	4番	川又康彦
5番	大平洋人	6番	本多勝実
7番	菅野喜明	8番	安藤喜昭
9番	原賢志	10番	佐藤定男
11番	高橋道也		

説明のため出席した者

企業長	木幡浩	副企業長	須田博行
理事 二本松市長	三保恵一	理事 桑折町長代理	田中香代子
理事 国見町長	引地真	副町長	
代表監査委員	佐藤博美	川俣町長	藤原一二
次長兼 施設管理課長	渡邊英春	事務局長	武田光正
総務課 課長補佐兼 総務係長	佐藤広治	総務課長	松本芳幸
		施設管理課 課長補佐兼 施設第二係長	笠原克度

事務局出席者

総務課 契約管財係長	佐久間洋孝	総務課技査	小幡政幸
総務課副主査	加藤遼	総務課副主査	村島理映

1. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 議案第3号、議案第4号及び報告第1号の提出
- (4) 提案理由の説明
- (5) 一般質問
- (6) 討論、採決

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第3号 令和6年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件
- (3) 議案第4号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- (4) 報告第1号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰越しの件

午後 2 時 00 分 開 会

議長（萩原太郎）本議会は、定足数に達しておりますので、これより 8 月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、会議録署名議員の指名をいたします。

5 番、大平洋人議員。9 番、原賢志議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は本日 8 月 30 日の 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（萩原太郎）ご異議ございませんので、会期は 8 月 30 日の 1 日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、企業長以下、必要と認める執行機関の職員の出席を求めることにいたします。

日程に従い、議事を進めます。

ただいま企業長から、議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

日程に従い、議案第 3 号、議案第 4 号及び報告第 1 号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（木幡 浩）議長、企業長。

議長（萩原太郎）企業長。

【企業長（木幡 浩）登壇】

企業長（木幡 浩）本日、ここに、8 月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況についてご報告いたします。

福島地方水道用水供給事業基本計画 2025 及び第 7 期財政計画については、昨年度から検討を重ねてまいりましたが、7 月 3 日、最終原案への理事会承認を経て決定し、7 月上旬、構成団体ごとに、企業団議員の皆様へ、事務局より説明をさせていただきました。

これらの計画に対しまして、8 月 6 日、伊達市議会より水道料金の統一と低廉化等に関する要望書が提出されました。

基本計画 2025 では、アクションプランに料金の低廉化を掲げ、その方向性で経営努力することをさらに明確化したところです。

要望書の内容を十分に受けとめ、常に給水料金の低廉化を念頭に置きつつ、未利用の水量や、土地などの有効活用による新たな財源の確保や、水道施設の維持管理などに ICT を導入するなど、さらなる業務の効率化を図って、企業団事業の安定経営に努めてまいります。

さて、本定例会に提出いたしました案件は、議案2件、報告1件であります。

議案第3号、令和5年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件は、決算の認定をお願いするものであります。令和5年度決算においては、収入の面では、若干ではありますが、給水収益が予定よりも増加する一方、支出の面では、動力費等が予算想定より減少して支出が少なくなり、予定を上回る純利益を計上することができたものであります。

議案第4号、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、水道法施行令の一部及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

報告第1号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算繰越しの件は、令和5年度から令和6年度へ、資本的支出の工事請負費の予算を繰り越したので、報告するものであります。

以上が、議案の内容であります。詳細については、事務局より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（武田光正）議長、事務局長。

議長（萩原太郎）事務局長。

【事務局長（武田光正）登壇】

事務局長（武田光正）提案説明について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第3号、令和5年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件について、提出議案書の綴りではなく、別冊の会計決算書の方によりご説明申し上げます。

別冊、令和5年度、水道用水供給事業会計決算書データの場合は、02 令和5年度決算書をお開きください。

なお、金額については、千円単位に省略して説明しますのでご了承願います。

決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

令和5年度水道用水供給事業決算報告書であります。

(1) 収益的収入及び支出、収入の部、第1款事業収益の決算額は、2ページの上の表に記載のとおり43億3,651万2,000円となり、予算額に比べて1,478万3,000円の増となっており、主な要因は、夏が長く、高温が続いたことなどにより、水量が予測より増加したものです。

続きまして、下段の支出の部、説明いたします計数は、2ページの下側の表に記載のとおり、第1款事業費用の決算額は39億4,519万4,000円となり、不用額は2億5,235万8,000円となりました。

次に3ページ、4ページにお進み願います。

(2) 資本的収入及び支出、収入の部、資本的収入はございません。

支出の部、第1款資本的支出の決算額は、4ページの表に記載のとおり15億3,926万8,000円となり、地方公営企業法第26条の規定による繰越額は772万7,000円で、不用額は4,312万

7,000円発生しました。

また、記載は3ページの表の下になりますが、米印に記載したとおり、支出額に不足する額15億3,926万8000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

次に5ページ、2の損益計算書にお進みいただきまして、下から3行目をご覧ください。

令和5年度の事業実施の結果、当年度純利益は3億8,114万7,000円となりました。

前年度繰越欠損金を加えた10億5,497万2,000円が、当年度未処理欠損金となるものです。

次に7ページ、8ページにお進みいただき、3の剰余金計算書をご覧ください。

資本金及び資本剰余金については、前年度からの変動はございません。

8ページの上の表、右から3番目の欄に記載のとおり、欠損金は、当年度純利益3億8,114万7,000円の発生により、当年度未処理欠損金は10億5,497万2,000円となり、その結果、資本合計は431億4,166万5,000円となります。

次に8ページの下、4の欠損金処理計算書の右側、未処理欠損金10億5,497万2,000円が翌年度への繰越欠損金となるものです。

次に9ページ10ページの5、貸借対照表をご覧ください。

令和6年3月31日現在において、企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります、負債、資本合計は、それぞれのページの一番下に記載のとおり、同額の899億1,680万5,000円であります。

次に11ページをご覧ください。

6の注記、ローマ数字の1、重要な会計方針及びローマ数字の2、貸借対照表関連については、記載のとおりであります。

次に、決算附属書類でございます。14ページにお進み願います。

事業報告書について、要点を説明いたします。

1概況(1)総括事項、①業務の状況、片仮名のイ、水道用水供給事業の3行目ですが、年間総有収水量は、3,834万5,709立方メートルで、前年度と比較して15万7,247立方メートルの減でしたが、当初予定水量と比較しますと、25万6,128立方メートルの増となります。

有収率は99.7%で、前年度と比較して、0.1%の減であります。

これにより給水収益は31億5,276万円で、当初予算と比較して973万4,000円の増となっております。

次に、ロの水質検査事業は、構成団体の水質検査を実施しており、水質検査手数料は2,196万7,000円で、当初予算と比較して17万2,000円の増となっております。

次に、②財政状況は、先ほど説明しました決算報告書等の内容を文章化して記載したものです。

次に、③災害復旧の状況は、令和4年3月に発生した、福島県沖地震により被災した伏黒水管橋の本復旧完了について記載しております。

次に、④建設改良工事の状況は、記載の内容のとおりであります。

次に、15 ページ、16 ページの(2) 経営指標に関する事項は、経営成績に関する指標について記載したものです。

経営の健全化を示す経常収支比率は、給水収益の増加に伴い 113.09%となり、健全経営の水準とされる 100%を上回っています。

その他の主指標については、記載のとおりであります。

次に 17 ページの(3) 議会議決事項、(4) 行政官庁許認可事項、(5) 職員に関する事項は記載のとおりであります。

次に、18 ページから 19 ページにかけましては、工事の概況であります。18 ページは、100 万円以上の建設工事の概況 6 件、19 ページの(2) は、同じく 100 万円以上の保存工事の概況 8 件で、施工内容等はそれぞれ記載のとおりであります。

次に 20 ページ。3 の業務、(1) 業務量、イの業務量は、取水量、送水量及び有収率を前年度と比較したものであります。

続いて、下段の表、ロの業務内容は、月別の送水量、有効水量及び有収水量を記載してあります。

続いて 21 ページをお開き願います。

上の表は、構成団体ごとの年間総給水量、一日最大給水量及び一日平均給水量を示しており、詳細は記載のとおりです。

続いて、ページの中ほど、ハの共同水質検査は、企業団と構成団体で、水質検査を共同で実施しており、総検体数と延べ項目数を記載しています。

詳細につきましては記載のとおりです。

次に 22 ページ、(2) 事業収益に関する事項、イの事業収益は合計で 40 億 1,874 万 3,000 円となり、ロの供給単価は 1 立方メートル当たり 82 円 22 銭となるものです。

次に、(3) 事業費用に関する事項、イの事業費用は合計で 36 億 3,759 万 6,000 円となり、ロの給水原価は、1 立方メートル当たり 71 円 95 銭となるものです。

次に、23 ページから 24 ページにかけましては、4 の会計、(1) 重要契約の要旨でありまして、100 万円以上の重要契約を記載しております。

イが物品等の購入関係 7 件、ロが工事請負関係 12 件、24 ページのハが、業務委託関係 20 件となっており、契約内容は記載のとおりであります。

次に、25 ページの(2)、企業債の概況にお進み願います。

当年度分の償還高は合計で 14 億 2,738 万 5,000 円で、これにより、令和 5 年度末の未償還残高は合計で 84 億 6,340 万 9,000 円となるものです。

次に、5その他、(1)については、消費税法の規定により、不課税収入のうち特定収入の用途を記載したものです。

次に、26 ページ、キャッシュフロー計算書をご覧ください。下から3行目をご覧ください。

下から3行目ですが、事業を実施した結果、資金期末残高は、年度期首より2億1,051万円増加し、57億553万6,000円となりました。

次に、27 ページから30 ページにかけましては、収益費用明細書になります。

決算内容を款、項、目、節ごとに表したものです。

次に31 ページの固定資産明細書にお進み願います。

こちらは貸借対照表に記載してある、有形固定資産と無形固定資産の詳細について記載しております。

次に、32 ページから34 ページの企業債明細書は、起債内容、償還状況を年次別に表したものです。

以上が、決算書に関する説明でございます。

次に、本決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定による決算審査が行われております。

監査委員より、別冊の決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

恐れ入りますが、別冊の審査意見書、データの場合は、03 令和5年度決算審査意見書をご覧ください。

初めに、決算審査意見について、審査意見書の5ページをご覧ください。

5ページの第4、審査の結果ですが、事業運営が適正になされていると認めていただいております。

次に、23 ページにお進み願います。

資金不足比率審査意見書は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告申し上げ公表するものです。

資金不足比率については、下段の第4、審査の結果の表に記載のとおり、令和5年度においても、資金不足はありませんでしたので、資金不足比率はバー表示となるものです。

次に議案書により、提出議案の説明を申し上げます。

A4横の議案書の方をお願いいたします。

データでは、01 令和6年8月企業団議会定例会提出議案でございます。

議案書の2ページをお開き願います。

議案第4号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件について説明します。

水道法施行令の一部及び水道法施行規則の一部が改正されたため、所要の改正を行うものです。
企業団の条例改正は、水道整備、管理行政を所管する省庁が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移ったことに伴う大臣名に係る所要の改正を行うものです。

また、国において、布設工事監督者や、水道技術管理者の対象範囲を広げる要件緩和が行われたことに基づき、その趣旨に沿って見直しを行うものであります。

具体的には、資格要件については、現行では、水道に関する実務経験年数のみを対象としていましたが、下水道等に関する実務経験を含める等の改正を行うものです。

また、学歴及び学科要件における、土木工学科、土木科以外の課程の追加や、実務経験年数の改正を行うものです。

続きまして5ページになります。

報告第1号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算の繰り越しの件について説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和5年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計のうちから令和6年度へ、工事2件、金額にして772万7,500円を繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

建設改良事業の予算の繰り越しについては、公営企業法の規定により、企業長の権限となっており、その権限により繰り越した予算を今回、本議会へ報告するものです。

繰り越しの内容については、6ページの予算繰越計算書に記載のとおりであります。

繰り越し理由については、日頃より、設備の機能保全のメンテナンスを実施しておりますが、議案書に記載の工事2件、(1)の空気圧縮機取替工事は、汚泥受け口の開閉に不具合が生じたこと、また、(2)の捨水弁取替工事は、弁のコントローラーに突発的な不良が発生し、いずれの設備ともに、早期の対応が必要であったため、速やかに取り替え工事を発注いたしました。

しかしながら、発注時期が11月と12月でありました。

使用機器の製作に期間を要するため、工事完成を次年度とする必要が生じたことに伴い、年度内に支払い義務が発生しませんでしたので、繰り越しをしたものです。

なお、工事が完成するまでの期間においては、いずれも予備の設備等により対応いたしましたので、水の処理には影響がなかったことを申し添えます。

議案の説明については以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原太郎）日程に従い、これより一般質問を行います。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結いたします。

これより、討論に移ります。討論の通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 24 分 休 憩

午後 2 時 25 分 再 開

議長（萩原太郎）休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 3 号、令和 5 年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件につきましては、決算のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（萩原太郎）起立多数。

よって、議案第 3 号につきましては、決算のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第 4 号、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（萩原太郎）起立多数。

よって、議案第 4 号につきましては、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

午後 2 時 26 分 閉 会

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員